

公共工事の元請企業に対する評価制度

- (1) 経営事項審査の評価項目の検討
- (2) 経営事項審査の申請書類等の簡素化
- (3) 発注者別評価

【公共工事の元請企業評価全般について】

- 企業評価の各段階で評価すべき事項について、整理して仕分けを行うべき。
- 企業の地域性をどのように評価すべきか、企業評価のどの段階で評価すべきか(自治体に委ねるか)を議論すべき。
- 経審を企業評価のコアな部分として、10年後の建設産業をどのように導くかといったことに関連するものを取り込み、その他は発注者別評価で設定するのが良いのではないか。

【経営事項審査制度について】

- 規模評価のウェイトを少し落として、生産性や働き方の観点を評価していくことが必要ではないか。
- これまで不良不適格業者を排除するという方向で検討が進められてきたが、これからは望ましい企業を積極的に評価するという方向性があっても良いのではないか。
- 地域における、災害対応や除雪の役割を評価すべき。
- 建設機械の自己保有が経営状況でマイナスに評価されることを見直す必要。
- 技術職員名簿、工事経歴書等の申請書類を簡素化するなど、事務処理の軽減が必要。

【発注者別評価について】

- 公共発注者によっては、経審のみを使用して発注者別評価点を設定していないところもあるが、競争参加資格審査における発注者別評価点や、総合評価について、取組を推進していく必要があるのではないか。

(1) 経営事項審査の評価項目の検討

- ①生産性向上に関する評価
- ②働き方に関する評価
- ③地域貢献に関する評価

- 経営事項審査制度の趣旨は、経営規模等や経営状況といった客観的事項について同一の基準による審査の結果を基礎として、工事成績等の主観的事項の評価を勘案して調整を加えた上で、建設工事の種類ごとに公共工事の入札参加者を等級区分することである。同制度の導入当時は、制限付一般競争入札と指名競争入札が併用されており、発注者は原則としてそれぞれの等級に準拠して工事入札参加者の決定又は指名を行うものとされた。
※「入札制度の合理化対策について（昭和25年9月13日 中央建設業審議会決定）」

- 企業評価のあり方を議論する上で、(特に経営事項審査について)大企業と中小企業を同一の指標で評価すべきではないとの意見もあるが、そもそも経営事項審査がランク分けのための制度であること、また、企業をどのような基準で大企業・中小企業に分類・分割するのかという点で相当の技術的困難が伴うことを踏まえると、実際には難しい。

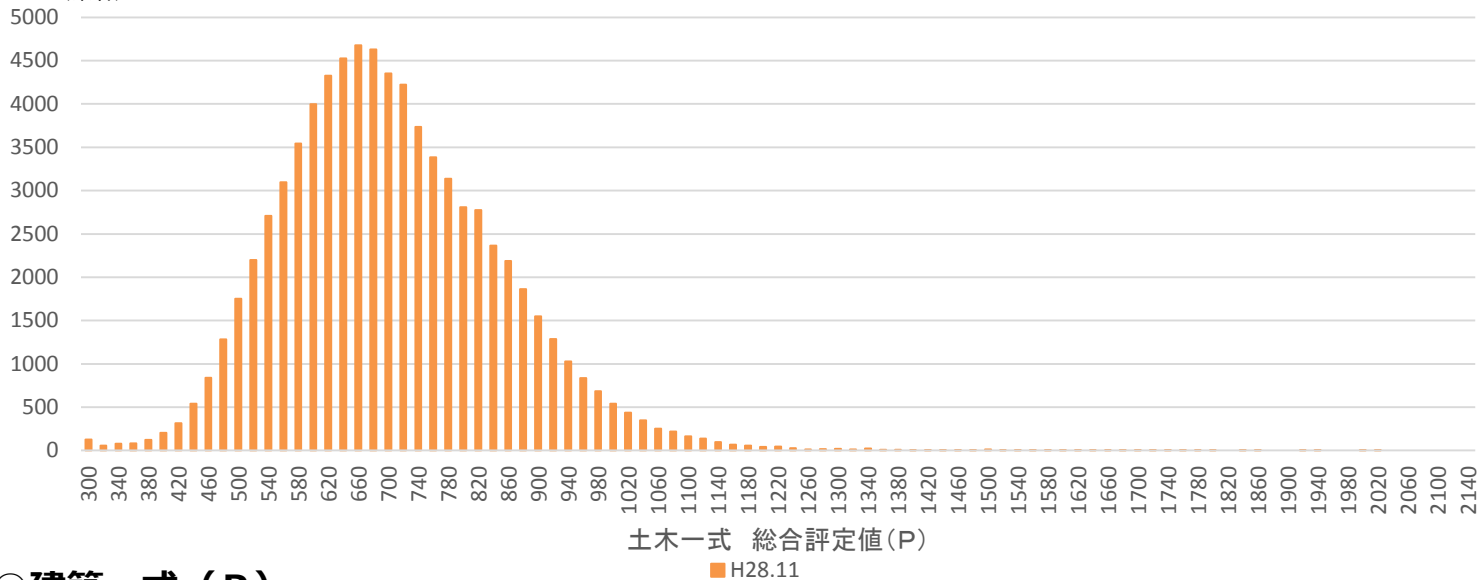
- 経審受審企業の総合評定値(P点)による分布は現在も概ね正規分布となっており(次頁)、経審はランク分けの基礎資料として、建設企業をランクに振り分けることに所期の役割を果たしていると考えられる。



以上を踏まえ、経営事項審査制度については、どの発注者が審査しても同一結果となる事項について、企業規模にかかわらず一律の項目で評価を行い、経営規模、施工実績・技術力等により企業が階層に振り分けられた上で、同程度の規模の企業間では社会性等で差がつくようなものとなるよう、評価項目の検討を行うこととしてはどうか。

○土木一式 (P)

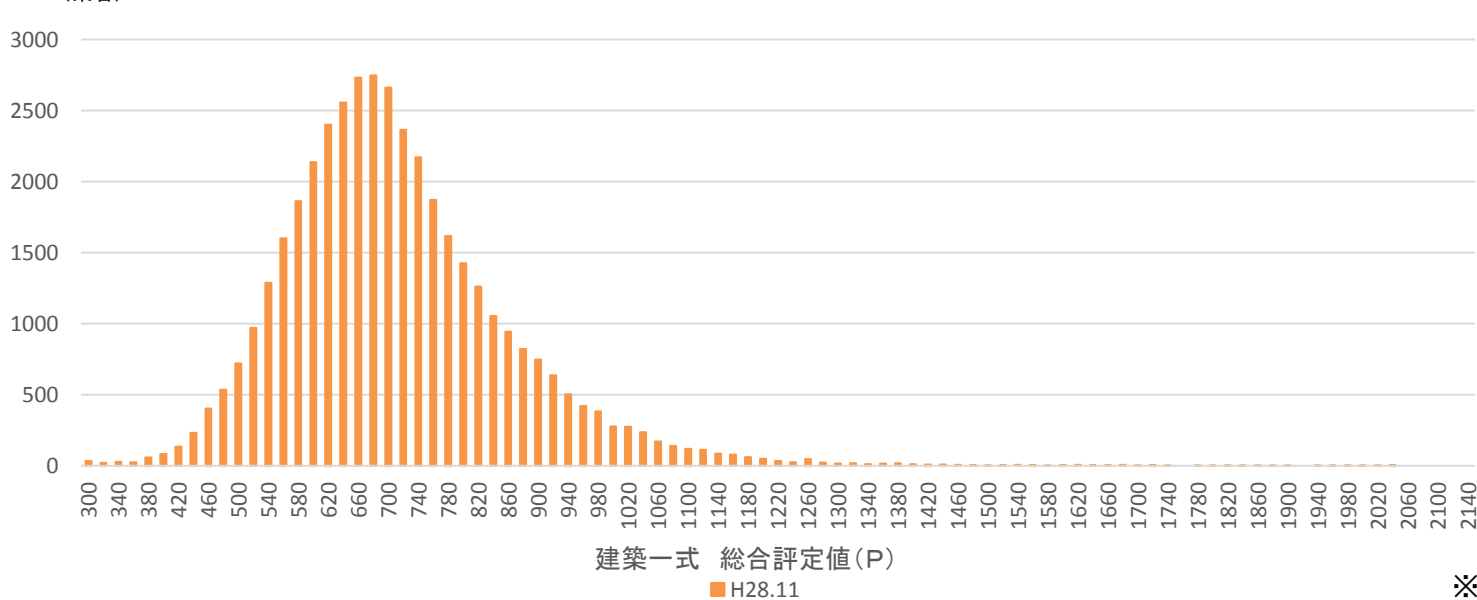
(業者)



| | |
|-----|---------|
| | H28.11 |
| 社数 | 77,965社 |
| 平均点 | 694.6点 |

○建築一式 (P)

(業者)



| | |
|-----|---------|
| | H28.11 |
| 社数 | 41,414社 |
| 平均点 | 702.0点 |

| 項目区分 | | 審査項目 | ウェイト | |
|-------------------|-----|--|------|---|
| 経営規模 | X 1 | 完成工事高(許可業種別) | 0.25 | ランク分けの基礎資料として、企業規模による企業の振り分けに現在も一定の役割を果たしている。 |
| | X 2 | 自己資本額 利払前税引前償却前利益 | 0.15 | |
| 経営状況 | Y | ①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量 | 0.20 | 現在、建設企業の倒産は大幅に減少しているが、依然として発注者にとっての最大の懸念事項が事業者の倒産であることを考えれば、評価の大枠は維持すべきではないか。 |
| 技術力 | Z | 元請完成工事高(許可業種別) 技術職員数(許可業種別) | 0.25 | ランク分けの基礎資料として、技術力による企業の振り分けに現在も一定の役割を果たしている。 |
| その他審査項目 (社会性等) | W | ①労働福祉の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ⑨若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況 | 0.15 | 建設業を取り巻く情勢・変化に応じて拡充を行ってきたが、今後は生産性向上や働き方改革などの観点が増すことを踏まえて検討すべきではないか。 |
| 総合評定値 | P | $0.25X1 + 0.15X2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$ | | |

10年後の建設産業を見据えて役割を果たす建設企業が高く評価されるよう、X1～Wの各項目区分の内容等についての見直しや更なる充実を検討。

- 経審の評価項目、特にW点(社会性等)の評価項目の中には、建設企業を取り巻く社会情勢を踏まえ、建設企業の経営(会計等)のレベルの底上げや中長期的な業界の育成を目的として導入されたものが存在する。

| 評価項目(抜粋) | 導入・改正趣旨 | 時期 |
|-----------------------------------|---|-------|
| W1: 労働福祉の状況 | | |
| 雇用保険未加入 健康保険の未加入 厚生年金保険の未加入 | 社会保険加入を徹底し、不良不適格業者を排除する目的から、未加入企業への減点措置を厳格化。 | 平成24年 |
| W5: 建設業の経理の状況 | | |
| 監査の受審状況 | 経審の虚偽申請を排除するとともに、厳正な経理に取り組んでいる企業を評価する観点から導入。 | 平成20年 |
| 公認会計士等数 | 建設企業の経理処理の近代化を図る必要から導入。 | 平成6年 |
| W6: 研究開発の状況 | 企業の社会的責任に対する関心が高まるなか、社会的責任を果たす企業を高く評価する観点から導入。 | 平成20年 |
| W9: 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況 | 公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保という、改正品確法の基本理念を踏まえ、こうした企業を審査・評価する観点から導入。 | 平成27年 |

- 現在の建設業を取り巻く情勢を踏まえ、10年後を見据えて建設企業が求められる役割を十分に果たしていくことができるよう、以下のような要素を満たす企業が適正に評価される仕組みとすべきではないか。

①生産性の高い企業(生産性の向上に積極的に取り組む企業)

②働き方改革に積極的に取り組む企業

③「地域の守り手」としての役割を果たしている企業

①生産性向上に関する評価

- 今後、国内全体で労働力人口が減少する一方、働き方改革により長時間労働の是正を進めるなか、労働者の長時間労働に頼ることなく建設業が今後も求められる役割を果たしていくためには、生産性向上の実現が急務であり、個々の建設企業においても生産性向上に取り組むことが必要。
- このため、経営事項審査においても、例えば、以下のような観点から、生産性の高い企業がより高く評価されるような仕組みとする方向で検討してはどうか。

(例)

一企業における生産性を図る指標を評価項目として設定することを検討(Y点 or Z点 or W点)

(案1) 現行の経審の**経営状況(Y点)**において、**生産性に係る指標を導入する。**

(案2) **技術力(Z点)**に、**生産性に係る評価指標を導入する。**

(案3) **社会性(W点)**に、**生産性指標の数値による評価を導入する。**

※ Y点は企業の倒産可能性を軸に経営状況を図る指標として機能していることに留意

※ 生産性を測る上で、労働の投入量(人数や時間)など、どのようなデータを活用するかが重要であるが、データの検討にあたっては、申請に係る企業の事務負担や、許可行政庁における申請数値の確認の困難さに留意

※ 元請企業における生産性を評価する際、売上高から外注費等を除いた付加価値で評価をする必要性についても留意

一企業の生産性向上に係る投資の今後の動向を踏まえ、ICT建機の保有状況や電子商取引の導入状況等、社会性項目(W点)で評価することも検討

※ ICT施工等の様々な業種への普及状況にも配慮しながら検討を行う必要

※ 現行の「建設機械の保有状況」では、建設企業が当該建設機械を自ら所有している場合又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が認められているリース契約を締結している場合に評価の対象としている。この点、検討にあたっては、ICT建機は通常の建機に比べて一般に高価であることや、長期のリース契約が通常の建機と同等に一般的なリース形態として定着していない可能性があるという点に留意が必要

(参考)過去の経営事項審査における生産性指標

- 平成11年まで、経営状況分析の指標として生産性を表す指標を採用していたが、平成11年改正において経営状況の良し悪しを的確に反映していないとして削除された。
- 生産性を測る指標としては、今日においても妥当なものと考えられる。

| 記号 | 経営状況分析の指標 ()内は7項目への寄与度 | 算 出 式 | 上限値 | 下限値 |
|-----------------|----------------------------|---|-------|-------|
| X ₁ | 売上高経常利益率 (14.1%) | 経常利益/売上高×100 | 5.8 | -3.5 |
| X ₂ | 総資本経常利益率 (13.3%) | 経常利益/総資本×100 | 12.0 | -7.3 |
| X ₃ | 損益分岐点比率 (2.7%) | (販売費及び一般管理費+支払利息)/(売上総利益+営業外収益-営業外費用+支払利息)×100 | 61.0 | 124.0 |
| X ₄ | 流動比率 (24.4%) | (流動資産-未成工事支出金)/(流動負債-未成工事受入金)×100 | 265.0 | 0.0 |
| X ₅ | 当座比率 (3.6%) | (現金+受取手形+完成工事未収入金+売掛金+有価証券+自己株式+親会社株式)/(流動負債-未成工事受入金)×100 | 237.0 | 0.0 |
| X ₆ | 運転資本保有月数 (4.5%) | (流動資産-流動負債)/(売上高÷12) | 3.8 | -2.7 |
| X ₇ | 1人当たり売上高対数 (4.9%) | log10(売上高/総職員数) | 5.1 | 3.7 |
| X ₈ | 1人当たり付加価値対数 (0.7%) | log10{(売上高-(材料費+労務費+外注費))/総職員数} | 4.4 | 3.2 |
| X ₉ | 1人当たり総資本対数 (3.5%) | log10(総資本/総職員数) | 5.0 | 3.4 |
| X ₁₀ | 固定比率 (7.0%) | 固定資産/自己資本×100 | 0.0 | 999.0 |
| X ₁₁ | 自己資本比率 (0.7%) | 自己資本/総資本×100 | 56.0 | -16.0 |
| X ₁₂ | 固定負債比率 (20.6%) | 固定負債/自己資本×100 | 0.0 | 940.0 |

→ 平成11年改正以前の
「生産性を表す3指標」

・企業ごとの指標として見た場合、売上高や利益、付加価値等の財務情報を用いることができるか

経済活動別国内総生産。
産出額から中間投入額を差し引いて算出

(名目/実質) GDP

(名目/実質) 付加価値労働生産性 =

就業者数 × 労働時間数

主に、総務省「国勢統計」を用いて産業別に推計。雇用者、自営業者、家族従業者

産業別一人あたりの労働時間数

※時間外労働も含む

・全従業員の総労働時間を正確に申請することは、企業にとって多大な負担となるおそれ
・また、許可行政庁における確認も困難

(※参考)

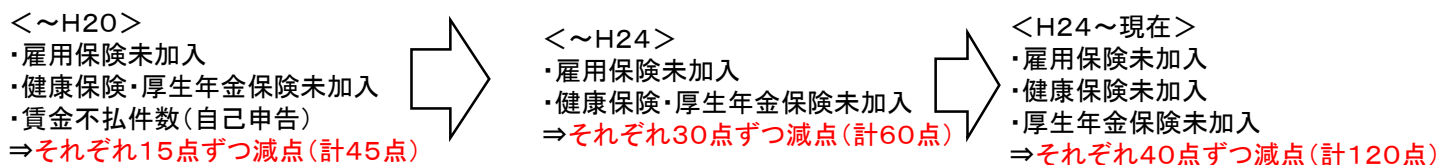
- ・公益財団法人 日本生産性本部「主要産業の労働生産性水準の推移」における計算方法。
- ・計算式における「GDP」、「就業者数」、「労働時間数」は、内閣府「国民経済計算」による。

②働き方に関する評価

- 今後、日本全体で労働力人口が減少していく中、建設業の担い手を確保するためには、長時間労働の是正等の働き方改革を進めることが必要。
- 働き方改革実行計画(平成29年3月28日)においても、従来、時間外労働の上限規制の適用除外とされてきた建設業について、改正法施行後5年間の猶予を設けた上で、上限規制を適用することとなったところであり、適用に向けた環境整備が必要。
- また、これまで担い手の確保の観点から、社会保険の加入対策が進められてきたところであるが、未だに未加入企業が存在している状況。現在、公共工事の発注者において、元請を社会保険加入企業に限定する取組が進んでいることも踏まえ、公共工事の元請に受審義務のある経営事項審査に関しても、保険加入の促進に向けた更なる取組が必要。
- こうした状況を踏まえ、経営事項審査において、例えば、以下のような観点から、社会保険加入や長時間労働是正などに取り組む企業がより高く評価されるような仕組みとする方向で検討してはどうか。

(例)

一社会保険未加入に関する減点の寄与の強化を検討



(参考)経審において社会保険未加入の減点を受けている企業数(平成28年9月時点)・・・ 雇用保険:798社 健康保険:1,460社 厚生年金保険:1,460社

※ 減点の寄与の強化を検討するに当たっては、現行のW点の制度では合計がマイナスとなった場合は0点として扱われる(マイナスの点数として扱われない)ことや、寄与の強化が与える効果・影響も十分留意して検討する必要

一長時間労働是正に取り組む企業(※)に対する加点評価についても検討

(※)例えば、働き方に関する国等の認定制度のうち、認定の要件として一定の時間外労働条件(年間720時間等)が課されているものを取得している企業を評価することが考えられるが、こうした認定制度の普及状況に留意

(参考)建設業における時間外労働規制の見直し

- 建設業は、従来、天候等の自然的条件に労働時間が左右されるという特性があることから、時間外労働の上限規制の対象外とされており、ゼネコンの現場技術者等において、残業時間が長い傾向が見られる。
- 今般、総理、関係閣僚及び有識者から構成される「働き方改革実現会議」において、「働き方改革実行計画」が策定され(平成29年3月28日)、長時間労働の是正を図る観点から、時間外労働について罰則付きの上限規制が導入されることとなり、建設業についても、改正法施行の5年後に、他産業と同様の上限規制を適用することとなった。
- 建設業については、業界団体からの意見や実態を踏まえて、以下の方向で見直すこととなった。
 - ①十分な猶予期間の設定 ②災害時の復旧、大雪時の除雪等に支障が生じないような制度設計 ③発注者の理解と協力を得るための仕組み

| | 現行規制 | 見直しの内容「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日決定) |
|------------------|--|--|
| 原則 | <<労働基準法で法定>> (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、 そここで定めた時間まで時間外労働可能 (3) <u>災害復旧や大雪時の除雪など、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能</u> (労基法33条) | <<同左>> |
| ↓ 36協定の 限度 | <<厚生労働大臣告示：強制力なし>> (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで)(特別条項) (2) ・ <u>建設の事業は、(1)の適用を除外</u> | <<労働基準法改正により法定：罰則付き>> (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・ <u>特別条項でも上回ることの出来ない年間労働時間を設定</u> ① <u>年720時間(月平均60時間)</u> ② <u>年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定</u> a. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内 b. 単月100時間未満 c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限 (2) 建設業の取り扱い ・ <u>施行後5年間 現行制度を適用</u> ・ <u>施行後5年以降 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興に限り、上記(1)②a.b.は適用しない(※)</u> ※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも対象とならないことがある |

※ 発注者を含めた関係者で構成する協議会の設置など長時間労働是正に向けた必要な環境整備を推進

③地域貢献に関する評価

- 建設業は、地域のインフラの整備・維持の担い手であると同時に、地域社会の安全・安心を担う地域の守り手として、なくてはならない存在。基幹産業として地域の雇用を支えると同時に、本業の経験を活かし、地方創生にも貢献。
- こうした「地域の守り手」としての建設企業の役割を踏まえ、例えば、以下のような観点から、地域に貢献する建設企業の経営事項審査における評価を拡大する方向で検討してはどうか。

(例)

- － 防災協定の締結状況や建設機械の保有状況など、現行の経審で評価項目としている事項について、加点方法を改善することを検討
(財務状況への影響が生じる中でも、建設機械への投資を行う企業に配慮)
- － インフラの維持や除雪に係る一部の役務提供についても、企業規模等の評価として反映されるよう措置することを検討
 - ・ 例えば、役務提供として実施した維持や除雪を含む土木一式等の完成工事高と、含まない完成工事高を経審結果に併記する 等

【社会性（W点）】

○防災活動への貢献の状況

（現行制度）

建設企業が国、地方公共団体等との間で防災協定を締結している場合、若しくは建設企業からなる社団法人等が防災協定を締結しており、当該団体に加入する建設企業が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる場合に15点の加点評価

＜見直しの例（案）＞

○加点幅を拡大する。

※実際の防災活動への貢献（出勤）実績等は非常に地域性が高いため、発注者別評価点等で評価すべきではないか。

○建設機械の保有状況

（現行制度）

ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・移動式クレーン・大型ダンプ車（建設業を届出）・モーターグレーダーを自ら所有しているか、一定期間以上のリース契約を締結している場合に、1台につき1点、最大15点まで加点評価

＜見直しの例（案）＞

①加点方法を変更する。

（1台あたりの点数や上限点数を変更することに加え、少数でも建設機械を保有しようとする企業の努力を後押しするため、初めの数台の加点幅を強化する（台数比例ではなく、最大値に漸近するよう加点していく）ことについても検討。これにより、小規模企業が借入によって建設機械に投資をする場合に生じるY点へのマイナス効果を減殺する効果も期待）

②加点対象とする建設機械を更に拡大する。（H27年に一度拡大している）

【経営規模（X1点）】

（現状）

- 維持や除雪のうち建設工事に該当しないものについては経審の完成工事高の評価対象から除いている。しかしながら、建設企業が維持や除雪に果たす役割の大きさから、完成工事高（特に、「土木一式」）としての計上を認めるべきとの要望がある。
- 他方、経審は建設工事の評価であり、建設工事と整理されない売上高を常に完成工事高に含めることは必ずしも適当ではないと考えられるため、発注者が利用目的に応じて活用できるような評価方法を検討する必要がある。

<見直しの例（案）>

- 維持や除雪について、完成工事高に反映した評価結果も併記できるよう措置。
（例：「土木一式」について、維持や除雪を含む点数と含まない点数の両者を算出し、併記）

（イメージ）

| 許可区分 | 建設工事の種類 | 総合 評定値 (P) | 完成工事高 | |
|------|------------------|------------------|---------|-------------------------|
| | | | 年平均 | 評点 (X ₁) |
| | 土木一式 | 939 | 571,276 | 935 |
| | プレストレストコンクリート構造物 | 933 | 503,398 | 918 |
| | 土木一式（維持・除雪を含む） | 950 | 590,511 | 940 |

<参考：除雪事業の契約形態について>

除雪は、降雪ごとではなく、冬期にまとめて委託契約を結ぶケースが多いが、道路の修繕工事等との一括契約により、請負として契約が結ばれるケースもある。（請負契約として結ばれた除雪事業は、工事名や確認書類等から除雪事業と明らかな場合は審査の段階で完成工事高から除いている。）

(2) 経営事項審査の申請書類等の簡素化

- 経営事項審査の申請書類については、特に工事経歴書の確認書類、技術職員名簿の確認書類の準備や、許可行政庁における提出書類の確認の段階で、企業・許可行政庁双方に相当程度の負担が生じているところ。
- 生産性向上と働き方改革の観点から、申請時に必要となる書類について、電子申請を進めるとともに、例えば、以下のような観点から簡素化する方向で検討してはどうか。

(例)

- 一 工事経歴書に記載する工事の範囲を削減することを検討
 - ・現行制度では総完成工事高の7割、又は1000億円(X1の上限値)を超えるところまでとされているところ、記載の対象とする完成工事高の範囲を縮小

※書類の簡素化を行うにあたっては、必要な審査精度を保てるよう十分な配慮が必要。提出書類に関する事後チェック体制の強化や、虚偽申請が発覚した際の処分の厳格化等についても併せて検討を行う。

- 一 技術職員名簿の確認書類(資格の合格証の写し等)の提出を削減することを検討

【行政手続部会について】

- 日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)において、生産性革命を実現する規制・制度改革について、規制改革・行政手続の簡素化・IT化を一体的に進めるべき重点分野の選定と行政手続コストの削減目標を決定し、計画的な取組を推進することとされたことを踏まえ、同年9月より議論開始。

【行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～(概要)】(平成29年3月29日)

- 行政手続簡素化の3原則
 1. 行政手続の電子化の徹底
 2. 同じ情報は一度だけの原則
 3. 書式・様式の統一
- 重点分野と削減目標
 1. 重点分野
「営業の許可・認可に係る手続」等について削減目標達成のための計画を策定
 2. 削減目標
行政手続コスト(事業者の作業時間)を3年以内に20%削減
- 戦略的な取組の推進
各省庁ごとに平成29年6月までに基本計画を策定(平成30年3月までに改定)

●主な提出書類 (提出必須とされているのは、「申請書類」のみ。「確認書類」については、大臣許可について告示で定められているほか、知事許可では許可行政庁が必要に応じて求めることとされている。)

【申請書類】

- 経営規模等評価申請書(総合評定値請求書) ○別紙一 工事種類別完成工事高(工事種類別元請完成工事高)
- 別紙二 技術職員名簿、継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿 ○別紙三 その他の審査項目(社会性等)

【確認書類(写しを提出。以下は、地方整備局が一般的に提出を求める資料の例)】

- 法人番号指定通知書
- 消費税確定申告書の控え及び添付書類(付表2) ○消費税納税証明書(その1)
- 工事経歴書に記載されている工事に係る工事請負契約書又は注文書及び請書 ※業種ごと、上位10件**
- 法人税確定申告書(別表十六(一)及び(二)他)並びに貸借対照表(様式第15号)及び損益計算書(様式第16号) ※2期分
- 技術職員の健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面**
- 技術職員の事業所の名称が記載された健康保険被保険者証** ○継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則
- 公認会計士等の健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面
- 技術職員名簿に記載されている職員に係る検定若しくは試験の合格証その他の当該職員が有する資格を証明する書面**
(合格証、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証等)
- 労働保険概算・確定保険料申告書の控え ○雇用保険料、健康保険料、厚生年金保険料の納入に係る領収証書
- 建設業退職金共済事業加入・履行証明書 ○退職一時金制度若しくは企業年金制度の導入を証明する書面
- 法定外労働災害補償制度加入を証明する書面
- 申請者加入の団体等が国、特殊法人等又は地方公共団体と防災協定を締結している場合は、加入証明書及び活動内容が確認できるもの(協定書・活動計画書等)
- 有価証券報告書若しくは監査証明書 ○経理試験の合格証等資格を証明する書面 ○研究開発費を示す注記表 ※2期分
- 建設機械の保有状況一覧表 ○売買契約書又はリース契約書(メーカー側からの販売証明等(製造番号がわかるもの)でも可)
- 特定自主検査記録表の写し等 ○ISO9001、14001の登録証

許可行政庁での審査の実態

- 地方有力ゼネコン以上(技術者○千人、申請業種多数)になると、**上記赤字資料が膨大となり、段ボール2~3箱相当の確認書類が提出される。**
- 工事契約に係る書類は、変更契約等があればそれらも全て添付いただいているため、10cmドットファイル5~6冊になることもあるが、許可行政庁ではこれらを確認して審査完工高の正当性を担保している。
- また、技術職員名簿では、(平成26年に新たに追加された若手職員の審査効率化の観点等から)**年齢の若い順に記載を求めているが、確認書類は年金番号の順に提出をする企業が多く、突合に相当の時間を要している。**(確認書類に通番は振っているが、それでも時間がかかる。CD-ROM等データでの提出もまれにある。)
- これらの確認作業に要する時間は、大手ゼネコンであれば1社あたり半日程度。3月決算の会社が多いため、7~10月頃に多くの建設企業から集中して申請がある。この時期は、1週間で1人の担当者が20箱以上の申請書類を処理している。

【事務作業に係る期間】

2～6か月程度

【特に負担となっている作業】

- ・ 技術職員名簿の確認書類として法人報酬決定通知書等を添付しているが、照合や紐付け、対象外従業員の黒塗りに時間を要する。
- ・ 工事経歴書の確認書類として工事請負契約書等の写しを添付しているが、変更契約を結んだ場合は変更契約書も添付しており、10数回以上変更を行っているケースもある。
- ・ 各提出書類の詳細な確認作業に労力を要す。
- ・ 各部署への書類作成、公布の調整にもかなりの労力を要す。

※ 大手建設企業へのヒアリングによる

※ 現行の工事経歴書の記載方法（許可事務ガイドライン抜粋）

【第5条及び第6条関係】

2. 許可申請書類の審査要領について (2) 工事経歴書（様式第二号）について

③ 本表には、申請又は届出を行う日の属する事業年度の前事業年度の完成工事及び未成工事を記載する。なお、本表への記載を要する完成工事の範囲については、申請又は届出を行う者が法第27条の26の規定に基づく経営規模等評価の申請を行う者であるか否かにより異なる。

(a) 経営規模等評価の申請を行う者の場合

イ 元請工事（発注者から直接請け負った工事をいう。以下同じ。）に係る請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで請負代金の額の大きい順に元請工事を記載させる。

ただし、当該額が1,000億円を超える場合は1,000億円を超えるところまで記載させる。

また、軽微な建設工事（令第1条の2第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）が含まれる場合については、軽微な建設工事に該当する元請工事は10件を超えて記載させる必要はない。

ロ イに該当する元請工事の記載に続けて、総完成工事高の7割を超えるところまで、イで記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事について、請負代金の額の大きい順に工事を記載させる。

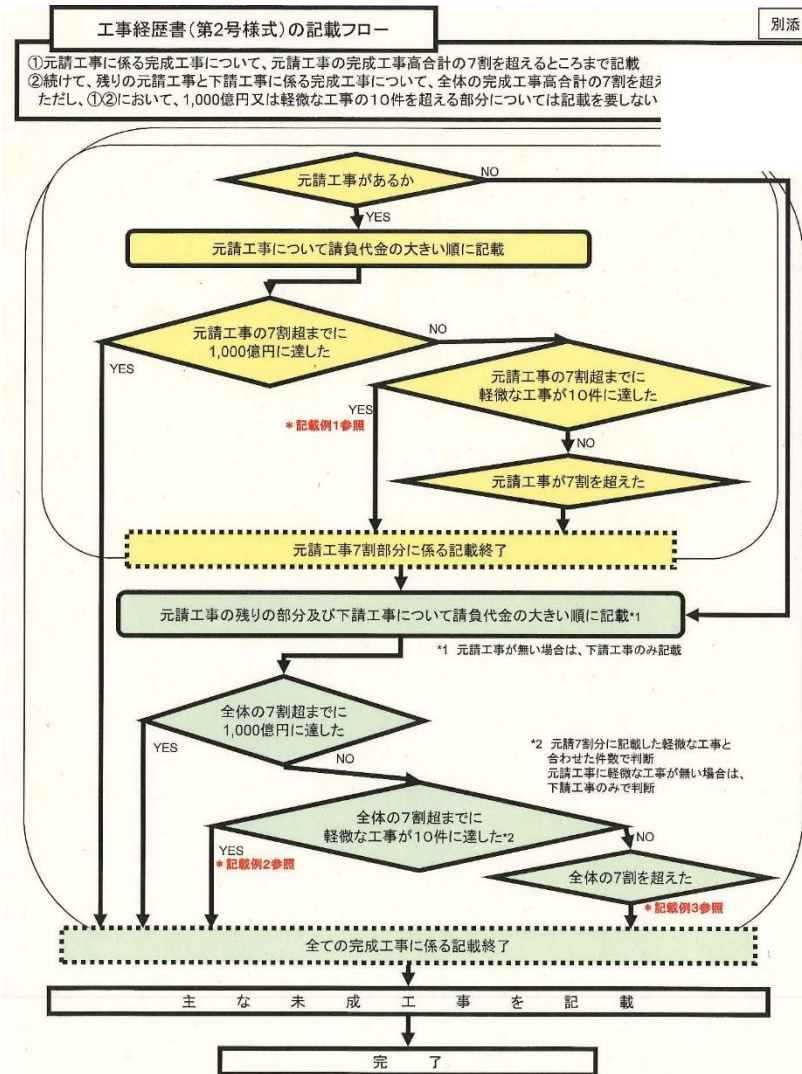
ただし、当該金額が1,000億円を超える場合は1,000億円を超えるところまで記載させる。

また、軽微な建設工事が含まれる場合については、軽微な建設工事に該当する工事は10件（上記イにおいて記載した軽微な建設工事の件数を含む。）を超えて記載させる必要はない。

(b) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合

完成工事の記載に関しては、主な工事について請負代金の額の大きい順に記載させることとなる。

④ 経営規模等評価申請を行う者が本表を作成する場合には、「請負代金の額」にあつては、消費税及び地方消費税の額を除いた額を記載させるよう指導するものとする。



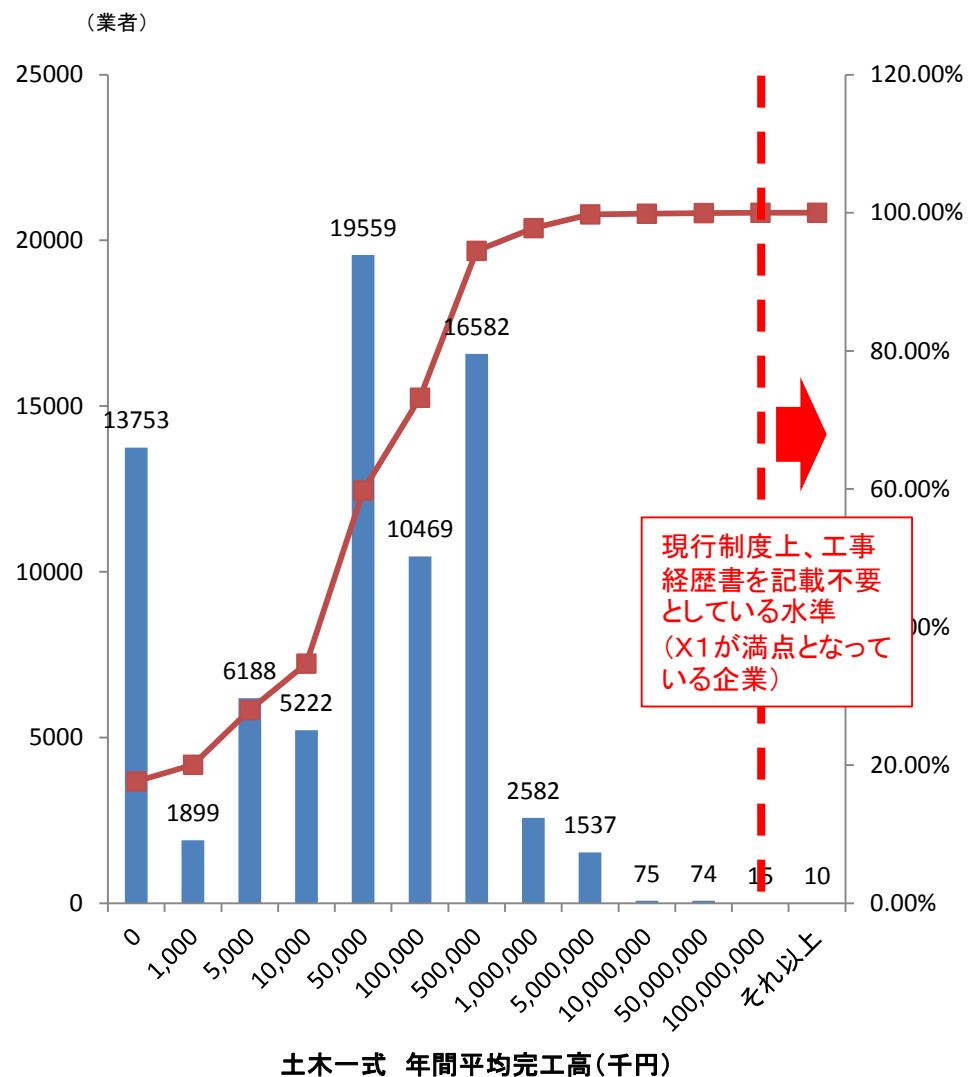
<経審での簡素化方法（案）>

① 工事経歴書への記載範囲（総完工高の7割等）を削減し、**確認書類の添付枚数を削減。**

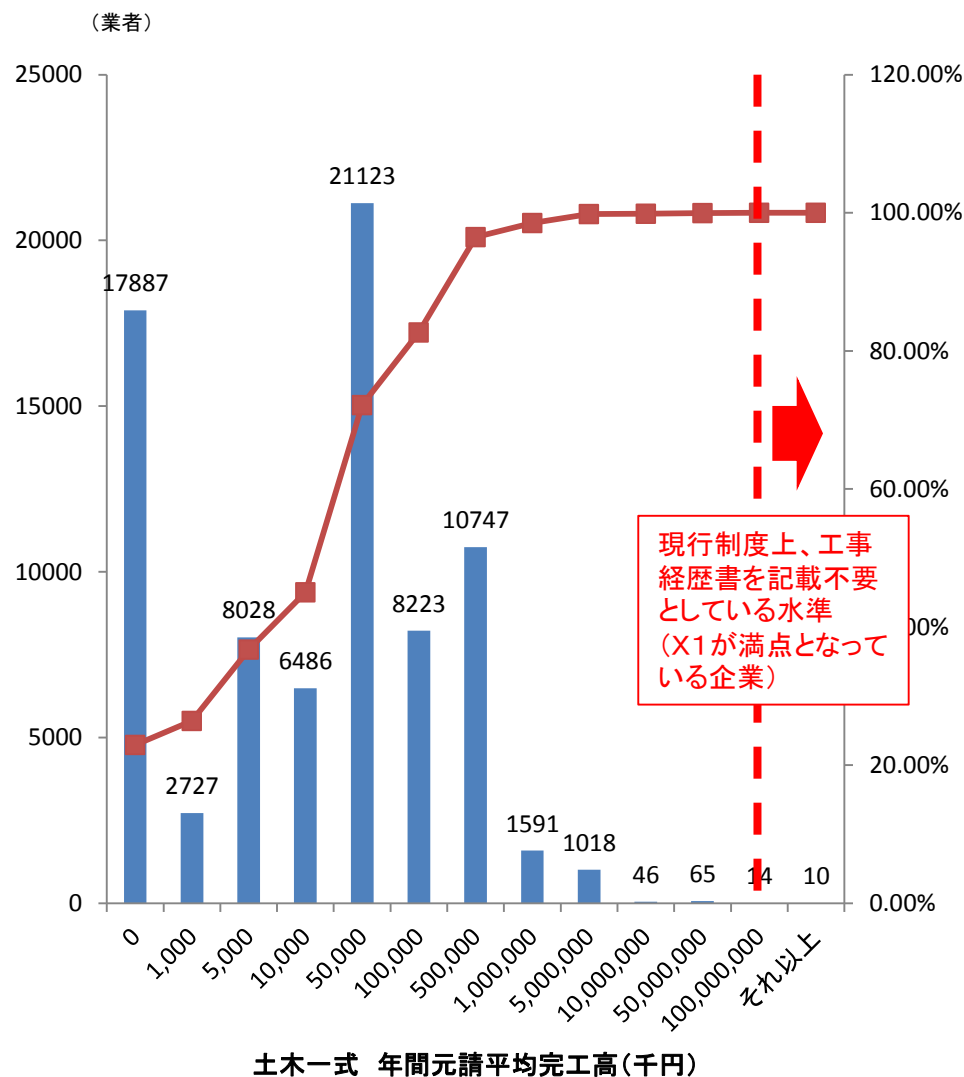
② C I - N E T等の電子商取引実績を審査時に確認できるようにすることで、確認書類の添付を省略することを検討。

(参考)年間平均完工高階層ごとの企業数(土木一式)

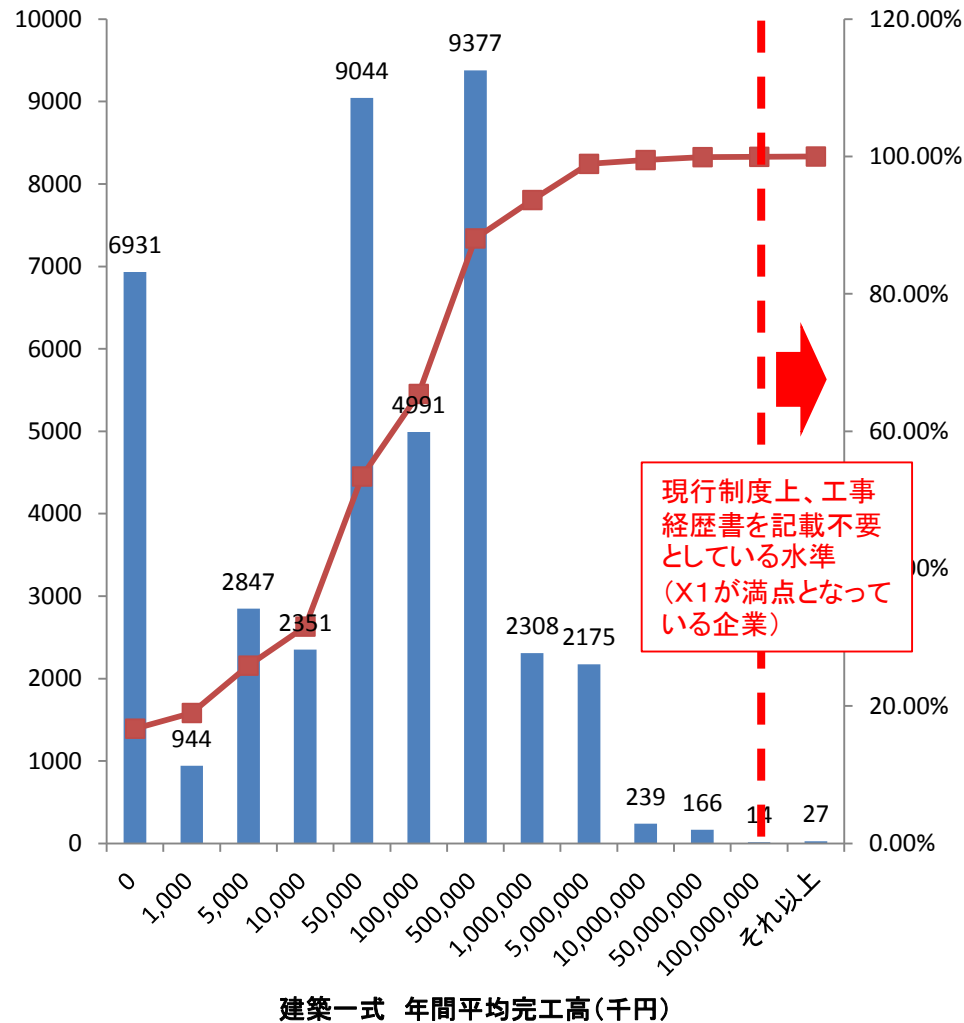
○土木一式 (完工高)



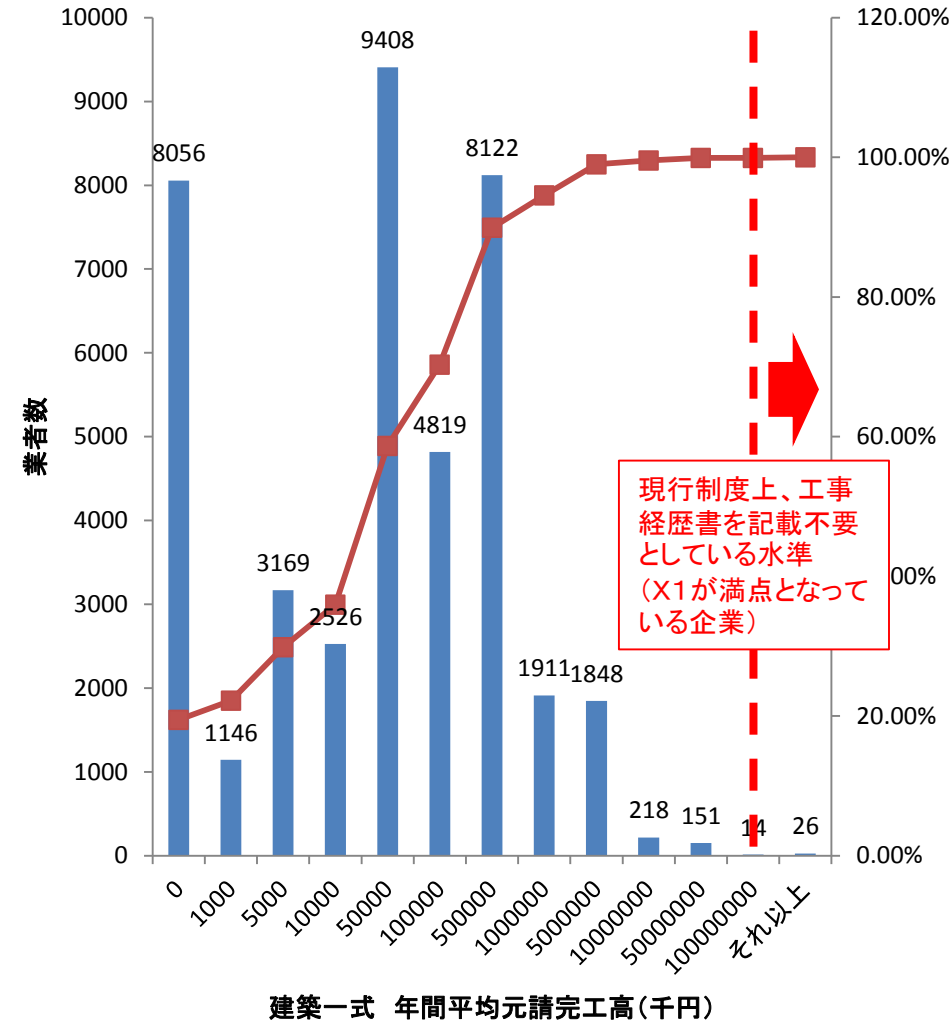
○土木一式 (元請完工高)



○建築一式 (完工高)



○建築一式 (元請完工高)



■ 業者数 ■ 累積%

■ 業者数 ■ 累積%

(現状)

現行企業から提出のあった技術職員名簿について、健康保険証の写し、雇用保険被保険者資格取得確認通知書等で会社への所属を確認するとともに、下記の確認書類（写し）を徴求することで、資格ごとに段階的に評価。

| 評点 | 技術職員区分 | | 資格の例 | 資格の確認書類 |
|----|---------|---------------------------------------|---|---|
| 6点 | 1級監理受講者 | 監理技術者資格者証を持つ1級国家資格者であり、監理技術者講習を受けている者 | <ul style="list-style-type: none"> ・1級土木施工管理技士(建設業法) ・1級建築士(建築士法) ・建設・総合技術管理技術士(技術士法) 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・監理技術者資格者証 ・監理技術者講習修了証 等 |
| 5点 | 1級技術者 | 上記以外の1級国家資格者又は技術士 | | |
| 3点 | 基幹技能者 | 登録基幹技能者講習の修了者 | | |
| 2点 | 2級技術者 | 2級国家資格者 1級技能士 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・2級土木施工管理技士(建設業法) ・2級建築士、木造建築士(建築士法) ・とび技能士(1級)(職業能力開発促進法) ・第1種電気工事士(電気工事士法) 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・試験の合格証 等 |
| 1点 | その他技術者 | 実務経験を有する2級技能士 実務経験による主任技術者 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・とび技能士(2級)(職業能力開発促進法)+実務3年 ・登録地すべり防止工事試験の合格+実務1年 ・登録計装試験の合格+実務1年 ・実務経験10年の主任技術者(建設業法第7条) 等 | |

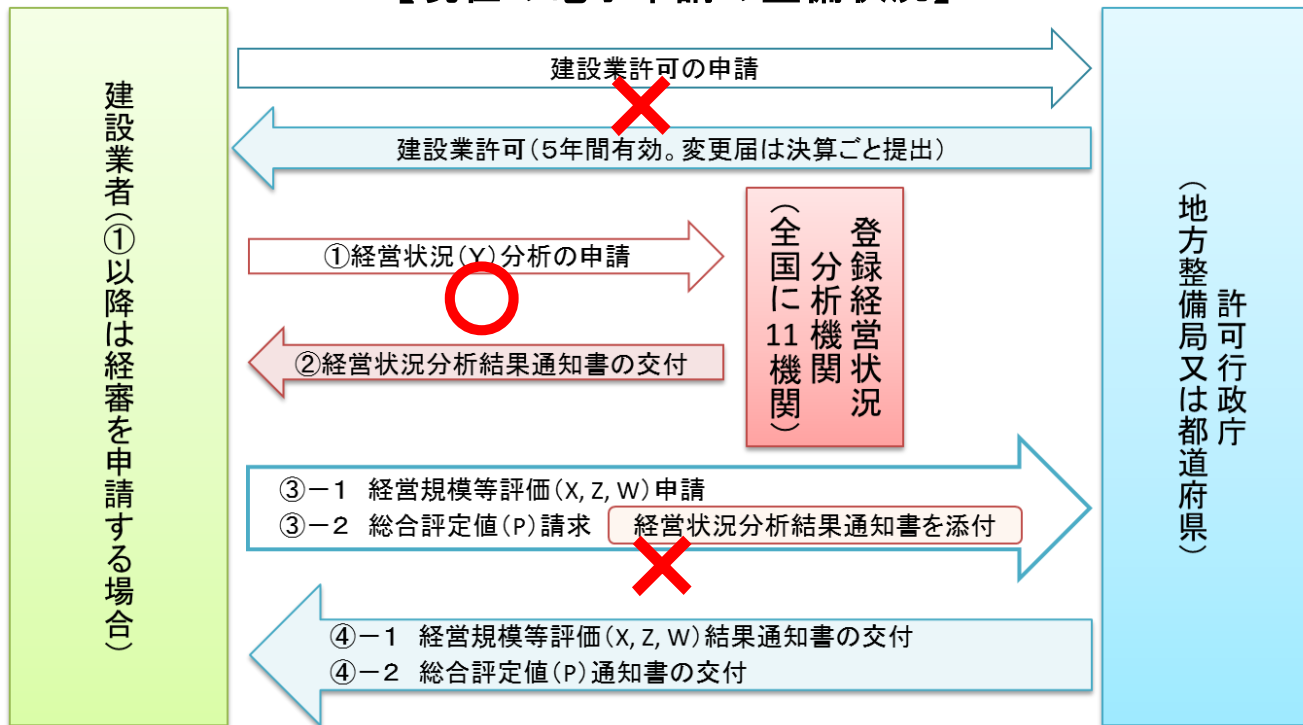
<経審での簡素化方法(案)>

○技術職員名簿の確認において、書面ではなく電子的な方法での突合を可能とするよう整備を行い、**確認書類の一部(資格合格証の写し等)の添付を省略。**

(現状)

- 建設業許可や経営事項審査の申請については、現在、許可行政庁への電子申請は行われていない。

【現在の電子申請の整備状況】



<経審等での簡素化方法(案)>

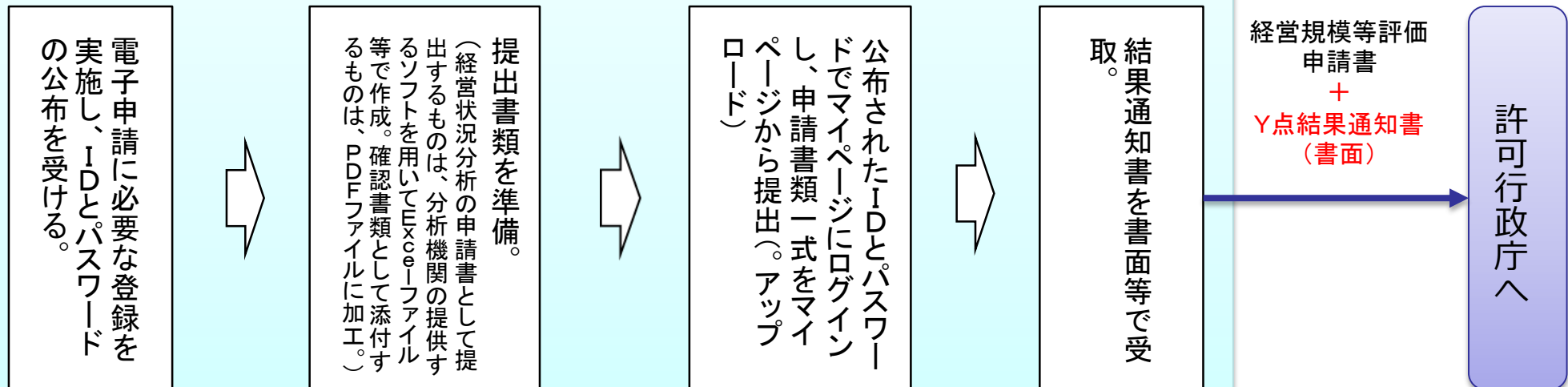
- 現在、書面での申請が行われている許可・経審の申請を電子化するとともに、申請内容の許可行政庁における確認も極力電子的に実施できるよう検討。

- 経審の中の経営状況（Y点）部分については、現在11の登録経営状況分析機関（民間企業等）が分析業務を行っており、中には電子申請サービスを提供している分析機関も存在する。各分析機関のシェア等から概算すると、経審受審企業約14万社のうち5割弱はY点の電子申請を利用していると推定される。

※なお、分析機関によっては電子申請の場合の分析手数料を1割程度値引きしているケースもある。

(現在行われている経営状況分析の電子申請の主なイメージ)

登録経営状況分析機関での電子申請手順



(3) 発注者別評価

- 公共工事における企業評価については、各段階（経営事項審査、競争参加資格審査、総合評価）それぞれの役割が異なり、評価すべき項目やその効果についてもその適切性を今一度再検討すべきではないか。
- また、現在、発注者別評価項目を設定せず、経審の結果のみでランク分けを行っている公共発注者も相応に存在するなか、地域の建設企業を適切に評価していく観点から、発注者別評価において、地域特性に応じた評価を加味していくよう促す方向で検討してはどうか。

（例）

- －発注者別評価項目として適切と考えられる項目等を周知することを検討
- －公共発注者に発注者別評価の導入を推奨することを検討

- 競争参加資格審査において、経営事項審査の点数をどのように活用するかは各発注者に委ねられており、特に市区町村レベルにおいて、発注者別評価点を導入せず、経営事項審査の点数をそのままランク分けに活用するような発注者も存在。
- 発注者別評価点を採用している地方公共団体では、工事実績に加え、災害活動の実績、障害者や高齢者の雇用、税や公共料金の滞納の有無など、社会性や地域性の観点から評価項目を設定。

■競争参加者の客観点数及び発注者別評価点について

| | 有資格者名簿の作成に客観点数及び発注者別評価点を利用している (経審+発注者別評価点) | | 有資格者名簿の作成に客観点数のみを利用している (経審のみ) | | 有資格者名簿の作成に自らの発注者別評価点のみを利用している (経審使用せず) | | 他発注機関の名簿に自らの発注者別評価点を加えている | | 客観点数及び発注者別評価点を利用していない (他発注機関の有資格者名簿を利用していない場合も含む) | | | |
|--------|---|------------|--|--------------|--|--------------|---------------------------|------------|--|--------------|--------------|--------------|
| | H27. 3. 31 | H28. 3. 31 | H27. 3. 31 | H28. 3. 31 | H27. 3. 31 | H28. 3. 31 | H27. 3. 31 | H28. 3. 31 | H27. 3. 31 | H28. 3. 31 | | |
| 国 | 6 31.6% | 6 31.6% | 11 57.9% | 11 57.9% | 0 0.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | 2 10.5% | 2 10.5% | | |
| 特殊法人等 | 9 7.2% | 8 6.6% | 8 6.4% | 7 5.7% | 0 0.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | 106 84.8% | 107 87.7% | | |
| 地方公共団体 | 都道府県 | | 0 0.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | | |
| | 指定都市 | | 3 15.0% | 3 15.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | | |
| | 市区町村 | | 695 40.4% | 662 43.9% | 489 28.4% | 498 33.0% | 13 0.8% | 12 0.8% | 33 1.9% | 40 2.7% | 315 18.3% | 295 19.6% |
| | 小計 | | 759 42.4% | 726 46.1% | 492 27.5% | 501 31.8% | 13 0.7% | 12 0.8% | 33 1.8% | 40 2.5% | 315 17.6% | 295 18.7% |
| | 計 | | 774 40.1% | 740 43.1% | 511 26.4% | 519 30.3% | 13 0.7% | 12 0.7% | 33 1.7% | 40 2.3% | 423 21.9% | 404 23.6% |

※ 有資格者名簿を作成しておらず、他発注機関の名簿も利用していない発注機関は除く。

※ 経審のみを活用している国の機関(11団体)：警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文科省、厚労省、経産省、衆議院、最高裁、会計検査院

「経営事項審査改正専門部会取りまとめ」(平成19年6月13日)(抜粋)

五 経営事項審査の活用等

(1)主観的事項の審査の推進

経営事項審査は、公共発注者が企業評価を行う上で、客観的事項に関する評価の情報として利用するものであるが、多くの市町村においては、経営事項審査の結果のみによって競争参加資格審査が行なわれるなど、経営事項審査の結果が独り歩きしている状況も見られる。どの発注者でも同様に評価することとなる客観的事項を審査するために経営事項審査の結果を用いることは当然であるにしても、公共工事の発注における企業評価としては、地域の実情も踏まえて、各発注者が独自に審査する要素も含めて競争参加資格の審査を行うことが望ましい。しかしながら、体制の問題等から、市町村におけるこうした取り組みは進んでいないのが実情である。

こうしたことから、発注者、特に市町村が経営事項審査と主観的事項の審査の役割分担についての理解を深め、主観的事項に関する評価の導入や適切な評価項目の設定をすることができるよう、国土交通省において、主観的事項に関する評価のマニュアルを作成することが適当である。

- 発注者別評価の活用方法に関しては、前頁の取りまとめを受け、平成20年に「発注者別評価点の活用による資格審査マニュアル」を作成し、公共発注者に広く展開。
- 当該マニュアルにおいては、公共工事の品質や建設産業政策と直接関係ない評価項目(雇用対策、環境対策等)を設定することに関し、付随的な評価項目としては可能であるが、過度な配点を行わないよう留意する旨周知されている。

※ 「発注者別評価点の活用による資格審査マニュアル」(H20年6月 国交省発出)(抜粋)

(18)公共工事の品質や建設産業政策と直接関係ない評価項目を設定してよいのですか。設定する場合はどのような評価項目が考えられますか。

エンドユーザーである国民、住民に対し、価格と品質が総合的に優れた公共調達を実現することが入札契約制度の究極の目的と位置付けられます。このため、発注者別評価点は、工事成績を中心とした工事内容に関する評価点数に高いウエイトを置きつつ、当該地方公共団体における個々の政策ニーズに応じて社会性を評価する項目をバランスよく盛り込むことが適切です。

社会性を評価する項目としては、企業連携、新分野進出等の建設産業政策に関係のある項目を中心とすべきですが、付随的なものであれば、雇用等公共の福祉に資する政策目的を実現するための評価項目を設定することは可能です。具体的には次のような項目が考えられますが、発注者別評価点の導入目的を踏まえ、これらの項目に過度な配点を行わないよう留意して下さい。

- ①雇用対策(障害者等)
- ②環境対策(ISO14001、エコアクション21等)
- ③その他

※ISO14001

組織活動が環境に及ぼす影響を最小限に食い止めることを目的に、ISO(国際標準化機構)が制定した環境マネジメントシステムの国際的な標準規格のことです。組織活動、製品及びサービスの環境負荷低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に運用される環境マネジメントシステムを構築することを求めています。

※エコアクション21 認証・登録制度

中小企業、学校、公共機関などが「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・維持・運用し、環境への自覚を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、公表する」方法として環境省が策定した「エコアクション21 環境経営システム・環境活動レポートガイドライン」に基づく認証・登録制度のことです。

詳細は、HP(<http://www.ea21.jp/>)をご覧ください。

【具体例】

①雇用対策

○「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条に係る雇用状況報告義務がない建設業者で、障害者を雇用している場合に20点加点する(竹田市)。
(点数)・(発注者別評価点)・(総合点) = 20・260・2165

②環境対策

○ISO14001の認証取得ある場合(但し、エコアクション21と重複加算なし) 10点加点する(静岡市)。
(点数)・(発注者別評価点)・(総合点) = 10・220・2145

○エコアクション21の認証取得ある場合 10点加点する(静岡市)。
(点数)・(発注者別評価点)・(総合点) = 10・220・2145

③その他

○男女共同参画の促進に資するため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づき育児休業制度及び介護休業制度を実施し、同法第24条、第25条若しくは第27条に規定する措置又はこれに準ずる措置を講じている場合に10点加点する(上越市)。
(点数)・(発注者別評価点)・(総合点) = 10・65・1810(実績)

○次世代育成支援対策推進法に基づく次の対応を行っている場合に加点する(岐阜市)。
①「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届出している。(5点)
②「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届出し、「次世代育成支援対策に取り組んでいる企業」として都道府県労働局長が認定している。(15点)
(点数)・(発注者別評価点)・(総合点) = 5~15・160・2085

(参考)都道府県の競争参加資格審査、総合評価における評価項目の例

| 工事の内容に関係のある項目 | | 地域貢献や社会性を評価する項目 | |
|---------------------|-----------------------|-----------------|------------------------|
| 工事成績 | | 社会貢献 | 災害対応（防災協定締結、出勤実績、感謝状等） |
| 都道府県発注工事の受注実績 | | | 維持管理業務委託実績（除雪含む） |
| 都道府県等の優良工事表彰 | | | ボランティア活動実績（感謝状 等） |
| 下請発注比率 | | | B C P 認定 |
| 建災防への加入、安全衛生講習の受講者数 | | | 暴力団追放活動（不当要求防止責任者 等） |
| 下請代金の支払い | | | 人権施策（講習受講 等） |
| 技術力向上への取り組み（C P D） | | | 個人住民税の特別徴収実施 |
| V E 提案の実績 | | | 地元営業（都道府県の分譲土地への本社建設等） |
| 等 | | | 各種地元応援に係る企業認定、表彰等 |
| 地域貢献や社会性を評価する項目 | | | 雇用関係 |
| 環境対策 | エコアクション21等の認定 | 障がい者雇用 | |
| | 環境保全活動実績（表彰、感謝状等） | 協力雇用主 | |
| 企業努力 | 産業廃棄物処理体制 | 職員の増加状況 | |
| | 合併、協業組合の設立 | 消防団員雇用 | |
| | 新分野進出（設備投資、表彰、助成金交付等） | 高齢者雇用 | |
| | コンプライアンスの取組 | 女性活躍（女性比率 等） | |
| | W L Bに係る認証の取得状況 | 等 | |
| 各種企業表彰（知事表彰等） | | | |

- ・工事実績(完成工事高 等)
- ・企業規模(自己資本、利益額等)
- ・財務状況
(収益性、健全性、流動性 等)
- ・技術力
- ・労働福祉の状況
- ・営業継続の状況
- ・防災活動への貢献
- ・法令遵守の状況
- ・経理の適正性
- ・研究開発の状況
- ・建設機械の保有状況
- ・ISOの取得状況
- ・若年技術者等の育成状況
- ・工事成績
- ・優良工事表彰
- ・安全衛生への取組
- ・下請代金の支払い
- ・新分野進出
- ・コンプライアンス
- ・WLBへの取組
- ・環境保全活動
- ・災害への対応
- ・維持修繕(除雪含む)の実績
- ・地元への貢献(感謝状、認定)
- ・BCP認定
- ・新卒者、女性、高齢者の雇用
- ・障がい者雇用
- ・協力雇用主
- ・協力(下請)企業の状況
- ・CSR活動
- ・コーポレートガバナンス
- ・生産性向上
(ICT機器、生産性指標 等)
- ・働き方改善への取組
(週休2日、長時間労働是正 等)

※青字は現在経審で評価しているもの ※※赤字は今後重要性が高まると考えられるもの

企業評価の項目の例

